

平成23年度予算要求の回答(その⑧)

いつまでも住み続けられるまちづくりを子どもと教育の危機を打開するために

(18) 第二東名インター周辺に幅広い年代の市民が憩える公園、広場を整備すること。

第二東名インター周辺における公園・広場の整備につきましては、「厚木市緑の基本計画」の新規公園計画に基づき、検討してまいります。(公園緑地課)

(19) 自転車利用促進と安全のため、自転車専用レーンの整備を進めること。

自転車の安全な利用を促進するため、自転車利用の多い本厚木駅周辺の中心市街地において、対策整備を実施しています。

御要望の自転車専用レーンの整備(車道路肩部分のカラー舗装)につきましては、平成22年度において1路線の整備を実施いたしますが、専用レーンの設置については、道路の幅員に余裕がないと整備ができない状況です。

また、歩道内における自転車と歩行者との接触などによる事故を防止するため、通行区分を明示する看板の設置や路面表示などにつきましても整備を推進してまいります。(道路整備課)

(20) 高齢化社会に向けて電気自転車購入への補助を行うこと。

電気自転車の購入補助につきましては、電動アシスト自転車の事故死者数が増加しており、高齢者の占める割合も多いことから、現状では、購入費の助成について、考えておりませんので御理解をお願いします。

(21) 下荻野1200(ノリタケ跡地)に公園を整備すること。

当該地の土地利用につきましては、土地所有者である㈱ノリタケカンパニーリミテドの意志により決定されるものですが、本市からは同社に対して、地域経済の活性化

に貢献が図られる業種携帯への譲渡を依頼しているところであり、同社には本市のまちづくりについて、御理解をいただいているものと理解しております。

また、当地区の開発が計画された際には、公園等の整備について、まちづくり条例に基づき、事業者と協議してまいります。

(産業振興課、公園緑地課)

(22) 本厚木駅近くに障害者も利用できる公衆トイレを設置すること。

本厚木駅近くに公衆トイレを設置することにつきましては、通勤通学時間帯における本厚木駅周辺の通行量が非常に多く、御要望にあります公衆トイレを設置することは、こうした人々の通行を妨げる結果となります。

また、公衆用トイレは道路構造物に該当しないため、道路管理者自らが設置することができず、道路の占用許可についても原則として認めていないため、その設置につきましては、難しい状況であると考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

(23) 歩行者の安全のために歩道の確保に努めること。特に通学路の整備をすすめること。

道路整備を行う上で、歩道の確保につきましては、安全性や通行量などを考慮し設置に努めておりますが、路線によっては歩道用地の確保など難しい状況がございます。

なお、現在、学校、公民館、保育園、老人憩の家等の公共公益施設の周辺について、ある一定の幅員があり、かつ歩道がない道路において路肩部カラー化(グリーン)の設置を行っており、歩行者の安全確保に努めているところでです。

(道路整備課、道路維持課)

5 子どもと教育の危機を打開するために

(1) 「子どもの権利条約」の立場から教育行政を抜本的に見直すこと。

厚木市教育委員会では、厚木市教育委員会基本目標及び基本方針を実現させるための実施計画として、「厚木市教育充実プラン」を策定しており、当プランの実施に当たっては、「子どもの権利条約」の趣旨について考慮すべきものと考えています。

(教育総務課)

(2) いじめ、不登校、学級崩壊などの実態の把握に努め、その解決のために学校・地域・家庭で総力を挙げて取り組むこと。

学校は、子どもたちが安心して安全に生活できることが一番であり、そのためにも、いじめや不登校、学級崩壊などの実態把握や早期対応、未然防止に向けた取組がとても重要であると考えております。

各学校におきましては、あらゆる教育活動の中で子どもたちの表情や行動など、子どもたちのささいな変化も見逃さないよう、正確な実態把握に努めております。また、家庭や地域との連携において、地域での子どもたちの様子を把握するよう取り組んでいるところ です。

それらを通じて得た子どもたちが発したサインを教職員全体で共有し、学校組織全体で迅速にその実態に応じた対応をしております。また、必要に応じて、PTAの会議や保護者会等において情報提供や意見交換をし、学校・保護者・地域が一体となって早期対応や未然防止に向けた取組をしている学校もございます。

教育委員会といたしましては、学校訪問や研修会等を通して、子どもたちの発するサインをしっかり受けとめることができる

ような教員の感性や指導力の向上に努めるとともに、学校・地域・家庭で総力を挙げて課題解決ができるよう支援してまいります。

不登校児童・生徒についての実態把握と問題の解決につきましては、市立各小・中学校への計画訪問や面接相談、訪問相談及び適応指導教室における学校復帰に向けた支援等を通して、学校との連携を密に取り合いながら進めてまいります。

(学校教育課、青少年教育相談センター)

(3) 教師の体罰根絶のために、いっそうの取り組みを行うこと。

学校教育におきましては、その使命を果たすため、ときには厳正な態度で指導に臨まなければならない場面がありますが、体罰は法的にも個人の尊厳においても基本的人権の尊重の精神に反するものであり、禁止され厳しく戒めなければならないものであるということを改めて認識するよう指導してまいります。

また、教育委員会としても日ごろから、事件や事故に関する新聞報道等がある度に各学校に各種の通知や資料等を送付するなど、学校に対する指導・啓蒙に努めておりますので、引き続き体罰の根絶に向けて取り組んでまいります。(教職員課)



ツツジが元気に咲いてます!

あつぎつつじの丘公園(上古沢緑地)のツツジは4月下旬から見ごろになります。オオムラサキツツジなど約5万2千本。市民が植樹したものです。4月30日(土)、5月1日(日)には、お茶のサービス付きの無料休憩所を開設。午前10時~午後4時)堆肥配布を実施(各日先着1000袋、1人2袋まで) 小動物園も開設。

5月の法律相談は
5月19日(木) 14時~